

II 行動計画の理念と目標

1 理念

子どもの権利を尊重するまちづくり

子どもはその権利を尊重されるなかで、人としてのあり様を学び、他者の権利についても理解を深め、社会の一員としての自覚や態度を育んでいきます。乳児期、幼児期、学齢期、義務教育修了後の各年代とそれぞれのライフステージにおいて保護され養育され、その成熟と成長にふさわしい支援を受けながら、子どもが権利の主体として育ち、学び、参加していくことが重要です。川崎市におけるこれまでの取組を踏まえ、子どもの権利条例の前文及び第2章にうたっている「人間として大切な子どもの権利」を尊重したまちづくりを推進します。



2 基本目標

基本目標については、第2次行動計画の取組における課題と成果を踏まえた上で、第3次行動計画へ継承し、「子どもの自己肯定感の向上」、「子どもの安心の保障」、「子どもの意見表明・参加とおとなとのパートナーシップの促進」の3項目としています。

目標1 子どもの自己肯定感の向上

子どもや若者の「生きる力」や「参加する意欲」の低下の問題が指摘され、その背景として、子どもの成長過程における自己肯定感の存在が注目されています。自己肯定感とは、「ありのままの自分を肯定的に捉え、自分の存在を価値あるものとして誇ることができる気持ち」であり、自尊感情ともいわれております。

子どもの権利条例の第2章は、条例案づくりに参加した子どもの思いを受け止めて、「人間として大切な子どもの権利」を7つの項目にまとめています。その一つに、「ありのままの自分でいる権利」があります。これは、「個性や他の者との違いを認められ、人格が尊重されること」などの子どもの願いや思いが込められたもので、自己肯定感の育成を推進しようとしたものです。

子どもが自らの存在を肯定的に捉える感情を育み、社会への関わりや参加を主体的にかつ能動的につくるよう子どもへの支援を充実します。

目標2 子どもの安心の保障

いじめや虐待など、子どもをめぐる深刻な問題は後を断たず、子どもの安心を奪っています。

また、子どもの問題の解決にあたって、おとなが、当事者である子どもの思いを受け止める余裕を失ってしまったり、おとのんの価値観や考えで判断してしまったりすることも起こります。

子どもの思いや考えを受け止め、尊重していくうとするおとのんの姿勢が、子どもに安心感を与え、子どもの本当の思いを引き出すために重要となります。子どもが、安心して生きていけること、安心して自己を表現したり活動したりできることなど、子どもの安心の保障に努めます。



目標3 子どもの意見表明・参加とおとのんのパートナーシップの推進

子どもの意見表明・参加は、子どもの権利保障の理念を具現化していくための基本的な目標であり、子どもの権利保障を進めていくための重要な要素です。

条例に基づいて実施している川崎市子ども会議等の子どもの意見表明・参加の取組では、子どもが、意見や意思や意向を尊重され、ありのままの自分を入れられることで自己肯定感を高め、豊かな人間関係を築き、集団の構成員としての自信を持ち自立的な力を育むことを支援しています。

また、子ども自身の主体的な取組を支援するおとなには、子どもの新たな力を発見し、子どもへの見方や向き合い方に対する認識や意識の改革が求められます。

子どもは未だ成熟していないなどの理由で、家庭や地域の中で、その力や存在を正当に評価されないことがあります。しかしながら、子どもは、おとなが気がつかない視点を提供したり、おとなが忘れている感性を呼び起したり、おとなにとって重要な存在です。

また、子どもは、急におとなになるわけではありません。それぞれの成熟や成長に応じた支援を受け、社会に参加していく中で、役割や責任を認識していきます。

子どもを、社会を構成する一員としておとなとともに社会を創っていく存在と捉え、家庭、育ち・学ぶ施設、地域の中で子どもとおとなが互いに尊重し合う関係を築けるよう、パートナーシップを推進します。

3 施策の方向

施策の方向については、第2次行動計画を継承して、「子どもの相談及び救済の充実」、「子どもの意見表明・参加の促進」、「子どもの居場所づくりの促進」、「子どもの権利に関する意識の向上」の4項目としています。また、支援の対象を「子どもへの支援」、「個別の支援を必要とする子どもへの支援」、「子どもの権利を保障する担い手への支援」、「子どもの生活に即した身近な相談機関の充実」、「人権オンブズパーソン機能の充実」の5分野にわかりやすく明示しました。

(1) 子どもの相談及び救済の充実（推進施策 1～7）

子どもの権利侵害への対応において、権利侵害かどうかを含め、子どもがいつでも安心して相談できる体制の充実を図ります。また、多様な文化的背景を持つ子どもや障害のある子ども等の個別の支援を必要とする子どもが置かれている状況に配慮した相談及び救済体制の整備を進めます。

(2) 子どもの意見表明・参加の促進（推進施策 8～13）

子どもの意見表明・参加の場として、川崎市子ども会議や区単位の行政区子ども会議などを活性化させ、学校、地域、施設等と連携して子どもが自発的に文化的、社会的活動に取り組める環境整備を進めます。また、乳幼児や多様な文化的背景を持つ子ども、障害のある子ども、個別の支援を必要とする子ども等への支援として、の意見表明・参加を図るためのサポート体制の整備を進めます。

(3) 子どもの居場所づくりの促進（推進施策 14～17）

学校や地域において、子どもが安心して過ごせるよう居場所の環境整備を進めます。また、不登校の子どもが安心していられる場づくりを進め、学校・地域・社会への参加に向けた支援を行います。

(4) 子どもの権利に関する意識の向上（推進施策 18～20）

子どもの権利について、子ども自身が学習できるように環境の整備と支援を進めます。特に学校における権利学習を進めます。
また、施設の職員やおとなを対象とした子どもの権利に関する啓発を進めます。

子どもへの支援



個別の支援を必要とする子どもへの支援



支援の対象

子どもの権利を保障する担い手への支援



人権オンブズパーソン機能の充実



子どもの生活に即した身近な相談機関の充実

